

令和6年4月1日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

警 察 本 部 長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号。以下「改正令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第10号）が、本年4月1日から施行されるところ、本改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 趣旨

今般、「物流2024年問題」の対策のため、政府において「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、その施策の一つとして、「高速道路のトラック速度規制の引上げ」が盛り込まれた。

これを踏まえ、警察庁において、「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する有識者検討会」を開催し、道路交通の安全の確保の観点から、交通事故の発生状況や車両の安全に係る新技術の状況等を踏まえ、検討を行った。

その結果、令和5年12月に「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられ、90キロメートル毎時を上限とする現在の速度抑制装置の装着義務を存置した上で、大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車<sup>\*1</sup>（車両を牽引するものを除く。以下「大型貨物自動車等」という。）の法定速度を90キロメートル毎時に引き上げることは可能とされたことを受け、高速自動車国道における大型貨物自動車等の最高速度の見直しを行ったものである。

### 2 改正令の内容

#### (1) 大型貨物自動車等の法定速度の引上げ

\*1 特定中型貨物自動車とは、車両総重量が8トン以上、最大積載重量が5トン以上又は乗車定員が11人以上の中型自動車のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のものをいう。

高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の大型貨物自動車等の法定速度を、現行の80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることとした（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第27条第1項関係）。

なお、トレーラ、大型特殊自動車及び三輪の自動車の法定速度は現行の80キロメートル毎時が維持され、その他の自動車の法定速度は現行の100キロメートル毎時が維持される。

(2) 法定速度の引上げに伴う経過措置

ア 施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとした（改正令附則第2項）。

イ 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正令附則第3項）。

ウ 施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例によることとした（改正令附則第4項）。

3 留意事項

提言において、大型貨物自動車等の最高速度の見直しと併せて、道路交通の整序化のための方策（キープレフト等の周知徹底、交通違反取締り）がなされるべきとされた。

これを踏まえ、一層の道路交通の整序化を図るべく、大型貨物自動車等のドライバーに限らず、幅広くドライバーに対して、本改正後の車種別の最高速度や通行帯等に係る交通ルールのほか、自身の走行速度や周囲の交通状況等を踏まえて走行する車線を選択するなどの運転マナーについて、改めて周知徹底を図ること。また、大型貨物自動車等による大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反を検挙した際には、いわゆる「リミッター外し」による不正改造の可能性を視野に入れた捜査を尽くすこと。

また、提言において、全車種を対象とした80キロメートル毎時の最高速度規制が実施されている高速自動車国道の部分について、当該規制を撤廃することを検討する余地はあるとされたことを踏まえ、交通実態、道路環境等を勘案し、当該規制の見直しを検討すること。

なお、本通達に係る細目的な留意事項については、別途発出する通達により指示する。

(参考資料)

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）の官報の写し

及び新旧対照条文

- 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第10号）の官報の写し

本号で公布された法令のあらまし

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令(政令第四十二号)(国土交通省)

1 東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち金沢市と敦賀市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を、令和六年三月一六日から適用することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令(政令第四十三号)(警察庁)

1 大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を九〇キロメートル毎時とすることとした。(第二十七条第一項関係)

2 この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十二号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令(昭和四十七年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。本則の表に次のように加える。

Table with 2 columns: 東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち金沢市と敦賀市とを連絡する区間, 令和六年三月十六日

附則 この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二十二條第一項及び第百四十四條の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第一号イ及びロ中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号中「前号イからへまで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの 九十キロメートル毎時

附則  
(施行期日)  
1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。  
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
4 この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

### 最高裁規則

#### ○最高裁判所規則第五号

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

最高裁判所

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則

第三条第一項中「高等裁判所及び」の下に「最高裁判所の指定する」を加え、「家庭裁判所に首席書記官を」を「地方裁判所及びその他の家庭裁判所に首席書記官をそれぞれ」に改め、同条第四項中「高等裁判所及び」を「高等裁判所並びに第一項の規定による指定を受けた」に、「つかさどる」を「つかさどり、その他の地方裁判所の首席書記官は、当該地方裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般職務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる」に改める。

第四条第一項中「及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は」を、「家庭裁判所及び簡易裁判所に最高裁判所の定める員数の」に改め、同条第三項中「第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の」を削り、「簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官に」を「家庭裁判所及び簡易裁判所の次席書記官に」に改め、「民事の首席書記官又は刑事の」を削り、同条第四項を削る。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

内閣総理大臣 岸田 文雄

第四条の二第三項中「当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官を」に掲げる職員に改め、同項に次の各号を加える。  
一 当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官  
二 当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官

第六条第一項中「高等裁判所及び」の下に「最高裁判所の指定する」を加え、「家庭裁判所に訟廷管理官を」を「地方裁判所及びその他の家庭裁判所に訟廷管理官をそれぞれ」に改める。  
第六条の二第三項中「刑事の首席書記官を」を「首席書記官(民事の首席書記官を除く。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六條の三 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に最高裁判所の定める員数の裁判部企画官を置く。  
2 裁判部企画官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の裁判部企画官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の裁判部企画官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。  
3 裁判部企画官は、当該裁判所の首席書記官の命を受けて、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般職務(家庭裁判所の裁判部企画官にあつては、裁判所速記官の一般職務を除く。)についての指導監督及び訟廷事務の企画及び立案に参画する。

第八條中「裁判員調整官」の下に、「裁判部企画官」を加える。  
この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

○最高裁判所規則第六号  
最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年三月一日

最高裁判所  
最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則  
最高裁判所事務総局規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十号)の一部を次のように改正する。  
第三条の二の次に次の一条を加える。  
第三條の二の二 最高裁判所事務総局にデジタル審議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。  
2 デジタル審議官は、上司の命を受けて、事務局の事務のうちデジタル化の推進、情報セキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びに統計情報に関する重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。  
第四條の次に次の一条を加える。

第四條の二 最高裁判所事務総局に局又は課の所掌に属しない事務を所掌する職で課長に準ずるものを置くことができる。  
2 前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。  
第六條の二第三項中「参事官」を「局又は課に置かれた参事官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 デジタル審議官の下に、参事官(第五項において「デジタル審議官付参事官」という。)を置くことができる。  
第六條の二に次の一項を加える。  
5 デジタル審議官付参事官は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。  
第七條第二項中「及び課付」を、「課付及びデジタル審議官付」に、「以て」を「もつて」に改め、「これに」及び「上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌る」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 デジタル審議官の下に、デジタル審議官付を置くことができる。  
第七條に次の二項を加える。  
4 局付及び課付は、上司の命を受けて、その局又は課の事務をつかさどる。  
5 デジタル審議官付は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務を助ける。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

○最高裁判所規則第七号  
不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年三月一日

最高裁判所  
不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則  
不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則(昭和二十四年最高裁判所規則第十九号)の一部を次のように改正する。  
「甲府」を「水戸、甲府」に改め、「福井」の下に、「金沢」を、「富山」の下に、「岡山」を、「松江」の下に、「福岡」を加える。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

○最高裁判所規則第八号  
裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年三月一日

最高裁判所  
裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年三月一日

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則  
(裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部改正)  
第一条 裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則(昭和二十五年最高裁判所規則第四号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二号中「訟廷管理官又は」を「訟廷管理官」に改め、「裁判員調整官」の下に「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の裁判部企画官」を加え、同条第四号中「課長補佐又は」を「課長補佐」に、「若しくは企画官」を「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の企画官」に改める。  
第四条中「第二条第八号」の下に、「第九号」を加える。  
(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部改正)  
第二条 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則(昭和四十一年最高裁判所規則第六号)の一部を次のように改正する。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
最高裁判所長官 戸倉 三郎

○国家公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和六年三月一日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前																										
<p><b>第7章 高速道路での走行</b></p> <p>高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注9）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。</p> <p><b>第2節 走行上の注意</b></p> <p>1 【略】</p> <p>2 速度 【(1)・(2) 略】</p> <p>(3) 標識や標示で最高速度や最低速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道では、次の最高速度を超えたり、最低速度に達しない速度で運転してはいけません。</p>		<p><b>第7章 高速道路での走行</b></p> <p>【同左】</p> <p><b>第2節 走行上の注意</b></p> <p>1 【同左】</p> <p>2 【同左】 【(1)・(2) 同左】</p> <p>(3) 【同左】</p>																										
<table border="1"> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>最高速度（キロメートル毎時）</th> <th>最低速度（キロメートル毎時）</th> </tr> <tr> <td>大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>大型貨物自動車、特定中型貨物自動車（三輪のものを除く。）</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の車をけん引するとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）	大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車（三輪のものを除く。）	90		上記以外の自動車	80		他の車をけん引するとき			<table border="1"> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>最高速度（キロメートル毎時）</th> <th>最低速度（キロメートル毎時）</th> </tr> <tr> <td>大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の車をけん引するとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）	大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50	上記以外の自動車	80		他の車をけん引するとき		
自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）																										
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50																										
大型貨物自動車、特定中型貨物自動車（三輪のものを除く。）	90																											
上記以外の自動車	80																											
他の車をけん引するとき																												
自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）																										
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50																										
上記以外の自動車	80																											
他の車をけん引するとき																												

<p>備考 [1・2 同左]</p> <p>[4]・(5) 略] [3～5 略] 注 9 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備考 [1・2 同左]</p> <p>[4]・(5) 同左] [3～5 同左] 注 9 [同左]</p>
--	---

附 則  
この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から適用する。

○ 個人情報保護委員会  
事務 部長 第一号  
個人情報保護委員 委員 第一号  
権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年法務省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月一日  
個人情報保護委員会 委員長 藤原 謙  
事務 大臣 小泉 龍二

次の表は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいっしょに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよりに改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 個人データの管理に関する義務 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 安全管理措置（法第23条関係） 法第23条に規定する安全管理措置として、債権回収会社が具体的に講じなければならぬ措置や当該項目を実践するための手法の例等については、通則ガイドライン10〔別添〕講ずべき安全管理措置の内容に掲げるもののほか、特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講ずることとする。なお、法第23条に定める「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、債権回収会社が取得し、又は取得しようとし</p>	<p>第 6 個人データの管理に関する義務 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 安全管理措置（法第23条関係） 法第23条に規定する安全管理措置として、債権回収会社が具体的に講じなければならぬ措置や当該項目を実践するための手法の例等については、通則ガイドライン10〔別添〕講ずべき安全管理措置の内容に掲げるもののほか、特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講ずることとする。</p>
<p>3 委託先の監督（法第25条関係） 〔1〕・〔2〕 略] 〔3〕 「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。 ア 委託契約に盛り込む事項 委託先との契約には、具体的な安全管理措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。 ・ 委託先の秘密の保持に関する事項</p>	<p>3 委託先の監督（法第25条関係） 〔1〕・〔2〕 略] 〔3〕 「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。 ア 委託契約に盛り込む事項 委託先との契約には、具体的な安全確保措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。 ・ 委託先の秘密の保持に関する事項</p>

ている個人情報であつて、当該債権回収会社が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。  
〔1〕～〔6〕 略]

3 委託先の監督（法第25条関係）  
〔1〕・〔2〕 略]  
〔3〕 「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。  
ア 委託契約に盛り込む事項  
委託先との契約には、具体的な安全確保措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。  
・ 委託先の秘密の保持に関する事項

3 委託先の監督（法第25条関係）  
〔1〕・〔2〕 同左]  
〔3〕 「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。  
ア 委託契約に盛り込む事項  
委託先との契約には、具体的な安全管理措置に関する事項  
・ 再委託に関する事項（再委託の禁止又は再委託する場合の個人データ保護の水準の条件等）  
・ 個人データの取扱いの制限に関する事項（委託契約範囲外の取扱いの禁止等）  
・ 個人データの取扱いに係る安全管理措置に関する事項  
・ 個人データの管理状況の報告及び監査に関する事項  
・ 個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項